

教育委員会案

基本方針 1	家庭や地域、関係機関との密接な連携により、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図ります
--------	---

(1)幼児教育の質の向上及び幼児教育・保育のあり方の検討	
幼児教育の質の向上を図るとともに、0歳から5歳までの就学前の子どもに対する幼児教育・保育のあり方について 検討します。	
(2)保幼小の連携の強化	
幼児期から児童期への円滑な移行の観点から、幼稚園と保育所などとの連携を推進するとともに、小学校との連携・接続や一貫教育を進めます。 また、私立幼稚園や民間保育園、認定こども園などと小学校との交流や連携を強化します。	
(3)子育て支援の拡充	
子育てしやすいまち岸和田を実現するため、市民のニーズに対応し、預かり保育などを充実させるとともに、子育て応援部局と連携しながら子育て支援を拡充します。	

第2期教育大綱素案

基本方針 1	家庭や地域、関係機関との密接な連携により、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図ります
--------	---

(1)幼児教育の質の向上及び幼児教育・保育のあり方の検討	
幼児教育の質の向上を図るとともに、0歳から5歳までの就学前の子どもに対する幼児教育・保育のあり方について 一体的に検討を進めるとともに、公民を含めた教育・保育施設の再配置を推進します。	
(2)保幼小の連携の強化	
幼児期から児童期への円滑な移行の観点から、幼稚園と保育所などとの連携を推進するとともに、小学校との連携・接続や一貫教育を進めます。 また、私立幼稚園や民間保育園、認定こども園などと小学校との交流や連携を強化します。	
(3)子育て支援の拡充	
子育てしやすいまち岸和田を実現するため、市民のニーズに対応し、預かり保育などを充実させるとともに、子育て応援部局と連携しながら子育て支援を拡充します。	

教育委員会案

基本方針 2	児童・生徒一人ひとりに応じた学習を大切にし、確かな学力の育成を図ります
--------	-------------------------------------

(1)基礎的・基本的な学力の定着	
児童・生徒一人ひとりが生きる力の基盤として、基礎的・基本的な知識や技能を習得できるよう、それぞれの児童・生徒に応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、確かな学力の育成を図ります。	
(2)活用する力の育成	
児童・生徒一人ひとりの知識や技能を意欲的に活用する力を育めるよう、思考力、判断力、表現力などを育てる体験的な学習や問題解決的な学習、I C Tを活用した指導を充実させるとともに、確かな学力の向上を図ります。	
(3)特別支援教育の充実	
障がいのある子どもたちの自立や社会参加に必要な力を培えるよう、就学前から就労までを見通した適切な指導や切れ目のない支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を充実させます。	
(4)小中の連携	
発達段階に応じた学習や円滑な移行を重視した教育を行うため、小学校と中学校のさらなる連携や一貫教育などを推進します。	
(5)専門教育の充実	
将来的に地域社会に貢献する人材を育成するため、岸和田市立産業高等学校において、産業教育審議会を 設置し、その答申に基づき 、時代に応じた専門教育や産業教育を充実させます。	

第2期教育大綱素案

基本方針 2	児童・生徒一人ひとりに応じた学習を大切にし、確かな学力の育成を図ります
--------	-------------------------------------

(1)基礎的・基本的な学力の定着	
児童・生徒一人ひとりが生きる力の基盤として、基礎的・基本的な知識や技能を習得できるよう、それぞれの児童・生徒に応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、確かな学力の育成を図ります。	
(2)活用する力の育成	
児童・生徒一人ひとりの知識や技能を意欲的に活用する力を育めるよう、思考力、判断力、表現力などを育てる体験的な学習や問題解決的な学習、I C Tを活用した指導を充実させるとともに、確かな学力の向上を図ります。	
(3)特別支援教育の充実	
障がいのある子どもたちの自立や社会参加に必要な力を培えるよう、就学前から就労までを見通した適切な指導や切れ目のない支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を充実させます。	
(4)小中の連携	
発達段階に応じた学習や円滑な移行を重視した教育を行うため、小学校と中学校のさらなる連携や一貫教育などを推進します。	
(5)専門教育の充実	
将来的に地域社会に貢献する人材を育成するため、岸和田市立産業高等学校において、産業教育審議会の 審議を通じて 、時代に応じた専門教育や産業教育を充実させます。	

教育委員会案

基本方針 3	児童・生徒一人ひとりが自他を尊重し、社会の一員として成長できるよう、豊かな心の育成を図ります
--------	--

(1)人権教育の充実	
児童・生徒の人権に対する正しい理解や感覚を向上させるため、教育活動全体を通じて、あらゆる人権問題について人権尊重の教育を効果的に実施します。	
(2)道徳教育の充実	
「特別の教科 道徳」を中心に教育活動全体を通じて、考え議論することで、児童・生徒の心情や判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うとともに、豊かな人間性や社会性を育めるよう、家庭や地域と連携しながら道徳教育を充実させます。	
(3)生徒指導の充実	
児童・生徒一人ひとりが自己の存在感を確立できるよう、児童・生徒と教職員の信頼関係をより一層深め、心の通う指導を充実させます。特に、不登校や暴力行為、情報化社会の持つ課題への対応を重視した体制と関係機関との連携を強化します。	
(4)いじめの防止と解決	
学校園でのいじめを未然に防止し、早期発見と適切な対処を行い、再発を防止するため、岸和田市いじめ防止基本方針に基づき対策を講じます。	
(5)国際性を育む教育	
外国語教育を中心に、自分の意思をしっかりと表現する能力を高めるとともに、児童・生徒が岸和田と我が国の伝統や文化を尊重し、諸外国の異なる習慣や文化などについての理解を深め、国際交流団体などと連携して、相互理解を深める取組みを充実させます。	
(6)夢や志を育むキャリア教育	
望ましい勤労観や職業観を育み、社会的な自立に向けて自己の可能性を伸ばせるよう、発達の段階に応じた系統的な指導や主体的な進路選択を促す指導などを行い、キャリア教育を充実させます。	
(7)主権者教育や消費者教育の推進	
社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力やさまざまな地域の課題解決やまちづくりを主体的に担う力を身に付けられるよう、主権者教育を充実させます。また、消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できるよう、消費者教育の促進を図ります。	

第2期教育大綱素案

基本方針 3	児童・生徒一人ひとりが自他を尊重し、社会の一員として成長できるよう、豊かな心の育成を図ります
--------	--

(1)人権教育の充実	
児童・生徒の人権に対する正しい理解や感覚を向上させるため、教育活動全体を通じて、あらゆる人権問題について人権尊重の教育を効果的に実施します。	
(2)道徳教育の充実	
「特別の教科 道徳」を中心に教育活動全体を通じて、考え議論することで、児童・生徒の心情や判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うとともに、豊かな人間性や社会性を育めるよう、家庭や地域と連携しながら道徳教育を充実させます。	
(3)生徒指導の充実	
児童・生徒一人ひとりが自己の存在感を確立できるよう、児童・生徒と教職員の信頼関係をより一層深め、心の通う指導を充実させます。特に、不登校や暴力行為、情報化社会の持つ課題への対応を重視した体制と関係機関との連携を強化します。	
(4)いじめの防止と解決	
学校園でのいじめを未然に防止し、早期発見と適切な対処を行い、再発を防止するため、岸和田市いじめ防止基本方針に基づき対策を講じます。	
(5)国際性を育む教育	
外国語教育を中心に、自分の意思をしっかりと表現する能力を高めるとともに、児童・生徒が岸和田と我が国の伝統や文化を尊重し、諸外国の異なる習慣や文化などについての理解を深め、国際交流団体などと連携して、相互理解を深める取組みを充実させます。	
(6)夢や志を育むキャリア教育	
望ましい勤労観や職業観を育み、社会的な自立に向けて自己の可能性を伸ばせるよう、発達の段階に応じた系統的な指導や主体的な進路選択を促す指導などを行い、キャリア教育を充実させます。	
(7)主権者教育や消費者教育の推進	
社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力やさまざまな地域の課題解決やまちづくりを主体的に担う力を身に付けられるよう、主権者教育を充実させます。また、消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できるよう、消費者教育の促進を図ります。	

教育委員会案

基本方針 4	食生活や基本的な生活習慣等における学校と家庭、地域との連携を充実させ、児童・生徒の健やかな体の育成を図ります
--------	--

(1)学校給食、食育の充実	
児童・生徒の栄養補完や家庭の子育てを支援するため、栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を生きた教材として活用し、食生活や地産地消、郷土の食文化を含めた食に関する指導を充実させます。	
(2)健康管理の充実	
児童・生徒の心身の健康を保持し、増進させるため、学校や家庭、学校医、地域の医療機関などの関係機関と連携し、基本的な生活習慣に関する指導や健康管理などを充実させます。	
(3)体力の向上	
児童・生徒の体力を向上させるため、保健や体育に関する授業を中心に学校教育活動全体で積極的な取り組みを行うとともに、家庭や地域でも運動に親しむ習慣を身につけられるよう指導を充実させます。	

第2期教育大綱素案

基本方針 4	食生活や基本的な生活習慣等における学校と家庭、地域との連携を充実させ、児童・生徒の健やかな体の育成を図ります
--------	--

(1)学校給食、食育の充実	
児童・生徒の栄養補完や家庭の子育てを支援するため、栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を生きた教材として活用し、食生活や地産地消、郷土の食文化を含めた食に関する指導を充実させます。	
(2)健康管理の充実	
児童・生徒の心身の健康を保持し、増進させるため、学校や家庭、学校医、地域の医療機関などの関係機関と連携し、基本的な生活習慣に関する指導や健康管理などを充実させます。	
(3)体力の向上	
児童・生徒の体力を向上させるため、保健や体育に関する授業を中心に学校教育活動全体で積極的な取り組みを行うとともに、家庭や地域でも運動に親しむ習慣を身につけられるよう指導を充実させます。	

教育委員会案

第2期教育大綱素案

基本方針 5

子どもたちの安心・安全を最優先に考え、保護者や地域に信頼される学校園づくりを推進します

基本方針 5

子どもたちの安心・安全を最優先に考え、保護者や地域に信頼される学校園づくりを推進します

(1)子どもたちの安全確保

子どもたちの安全を確保するため、地域や関係機関と連携し、子どもたちの見守り活動や安全管理体制を強化するとともに、安全教育や防災教育を充実させます。

(1)子どもたちの安全確保

子どもたちの安全を確保するため、地域や関係機関と連携し、子どもたちの見守り活動や安全管理体制を強化するとともに、安全教育や防災教育を充実させます。

(2)安心・安全で快適な学校園

施設の非構造部材の耐震化や防災機能を強化するなど安心・安全で快適な学校園づくりを行います。また、関係機関との連携を強化し、通学路や通園路の安全確保に取り組みます。

(2)安心・安全で快適な学校園

施設の非構造部材の耐震化や防災機能を強化するなど安心・安全で快適な学校園づくりを行います。また、関係機関との連携を強化し、通学路や通園路の安全確保に取り組みます。

(3)学校園の適正規模・適正配置

教育環境の充実の観点から、公共施設のあり方を踏まえながら、学校園の適正規模・適正配置**に取り組みます。**

(3)学校園の適正規模・適正配置の推進

教育環境の充実の観点から、公共施設のあり方を踏まえながら、学校園の適正規模・適正配置**を推進します。**

(4)学びのセーフティネット

家庭の経済的、環境的な理由によって子どもたちに教育格差が生じないよう、教育の機会均等を保障するため、関係機関と連携し、保護者を支援します。

(4)学びのセーフティネット

家庭の経済的、環境的な理由によって子どもたちに教育格差が生じないよう、教育の機会均等を保障するため、関係機関と連携し、保護者を支援します。

(5)教職員の指導力の向上

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育めるよう、教職員が教育者としての誇りと使命感、高い専門性による実践的な指導力を向上させるため、研修などの支援体制を充実させます。

(5)教職員の指導力の向上

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育めるよう、教職員が教育者としての誇りと使命感、高い専門性による実践的な指導力を向上させるため、研修などの支援体制を充実させます。

(6)教員の業務負担軽減

教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、学級・学校運営の改善等を図るとともに、教員の業務負担の軽減策について検討します。

(6)教員の業務負担軽減

教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、学級・学校運営の改善等を図るとともに、教員の業務負担の軽減策について検討します。

(7)地域に開かれた学校園づくり

学校園と家庭や地域とが相互に連携し、協力し合うため、地域によりいっそう開かれた学校園づくりを行います。

(7)地域に開かれた学校園づくり

学校園と家庭や地域とが相互に連携し、協力し合うため、地域によりいっそう開かれた学校園づくりを行います。

教育委員会案

第2期教育大綱素案

基本方針 6

市民一人ひとりが自己を高め、ともに育ちあう人づくりを進めるとともに、地域住民の連携を深め、地域の活力や教育力の向上を図ります

基本方針 6

市民一人ひとりが自己を高め、ともに育ちあう人づくりを進めるとともに、地域住民の連携を深め、地域の活力や教育力の向上を図ります

(1)家庭教育支援の充実

子どもたちの倫理観や規範性を高められるよう、すべての教育の原点である家庭の教育力を向上させるため、家庭教育の支援を充実させます。

(1)家庭教育支援の充実

子どもたちの倫理観や規範性を高められるよう、すべての教育の原点である家庭の教育力を向上させるため、家庭教育の支援を充実させます。

(2)青少年の健全育成

青少年の健やかな心身の成長を促し、生きる力を育めるよう、自然やスポーツ、文化など様々な分野と連携を図りながら、体験活動や学習機会などを充実させます。

(2)青少年の健全育成

青少年の健やかな心身の成長を促し、生きる力を育めるよう、自然やスポーツ、文化など様々な分野と連携を図りながら、体験活動や学習機会などを充実させます。

(3)市民の人権意識の向上

市民が人権に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけられるよう、啓発を継続的に進めます。

(3)市民の人権意識の向上

市民が人権に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけられるよう、啓発を継続的に進めます。

(4)大学等との連携

学校教育活動の充実や生涯学習活動の支援など教育上の諸課題に適切に対応するため、大学等と相互に連携し、協力し合います。

(4)大学等との連携

学校教育活動の充実や生涯学習活動の支援など教育上の諸課題に適切に対応するため、大学等と相互に連携し、協力し合います。

(5)連携と参画による地域づくり

市民参画によるコミュニティづくりを進めるため、家庭や学校、地域の連携を深めるとともに、市民自らの学習の成果を地域活動などに発揮できるよう支援します。あわせて、**学校施設や公民館等の機能を充実させ、複合的な活用を行いながら**、学校教育と社会教育が連携するための環境を充実させます。

(5)連携と参画による地域づくり

市民参画によるコミュニティづくりを進めるため、家庭や学校、地域の連携を深めるとともに、市民自らの学習の成果を地域活動などに発揮できるよう支援します。あわせて、**学校施設を地域のコミュニティの拠点等として活用するため、複合化を検討し**、学校教育と社会教育が連携するための環境を充実させます。

教育委員会案

第2期教育大綱素案

基本方針 7

市民が健康寿命を延ばし、生涯にわたり、心身の健康と生きがいや安らぎを持った人生が送れるよう、生涯学習環境の充実を図ります

基本方針 7

市民が健康寿命を延ばし、生涯にわたり、心身の健康と生きがいや安らぎを持った人生が送れるよう、生涯学習環境の充実を図ります

(1)生涯学習推進体制の整備

市民が社会の中で自立し、地域の課題解決を主体的に担う力を養えるよう、あらゆる分野の施策を関連づけ、体系化して総合的に進めるため、全市的な協力体制を強化します。

(1)生涯学習推進体制の整備

市民が社会の中で自立し、地域の課題解決を主体的に担う力を養えるよう、あらゆる分野の施策を関連づけ、体系化して総合的に進めるため、全市的な協力体制を強化します。

(2)学習機会の拡充

市民の生涯学習と市民活動を支援するため、市立公民館等を拠点とした生涯学習施設のネットワーク化と、様々な立場の人たちとの連携と協働による社会的ネットワークを構築し、学習機会や交流の場を充実させます。また、現代的・社会的な課題に対応した学習等を充実させます。

(2)学習機会の拡充

市民の生涯学習と市民活動を支援するため、市立公民館等を拠点とした生涯学習施設のネットワーク化と、様々な立場の人たちとの連携と協働による社会的ネットワークを構築し、学習機会や交流の場を充実させます。また、**持続可能な社会づくりを進めるため**、現代的・社会的な課題に対応した学習等を充実させます。

(3)読書に親しむ環境づくり

誰もが読書に親しめる環境をつくるため、利用しやすい図書館サービスの提供と施設の整備を進めます。特に、子どもたちが発達段階に応じて読書に親しめるよう、関係機関と連携して環境を充実させます。

(3)読書に親しむ環境づくり

誰もが読書に親しめる環境をつくるため、利用しやすい図書館サービスの提供と施設の整備を進めます。特に、子どもたちが発達段階に応じて読書に親しめるよう、関係機関と連携して環境を充実させます。

(4)スポーツに親しむ環境づくり

多くの市民が年齢や体力、技能レベルなどに応じたスポーツに親しみ、いきいきと健康で活力ある生活を送れるよう、関係機関と連携し、協働しながら様々な機会や場を充実させます。

(4)スポーツに親しむ環境づくり

多くの市民が年齢や体力、技能レベルなどに応じたスポーツに親しみ、いきいきと健康で活力ある生活を送れるよう、関係機関と連携し、協働しながら様々な機会や場を充実させます。

(5)学習のための情報提供

より多くの市民が学習活動を行えるよう、市の各部局をはじめ他の公共団体や公共機関、NPO法人などの学習事業の情報を効果的に提供します。

(5)学習のための情報提供

より多くの市民が学習活動を行えるよう、市の各部局をはじめ他の公共団体や公共機関、NPO法人などの学習事業の情報を効果的に提供します。

教育委員会案

第2期教育大綱素案

基本方針 8

岸和田への誇りと愛着を育むため、郷土の文化財や自然に対する市民の理解や関心を深め、その保護や活用に努めます

基本方針 8

岸和田への誇りと愛着を育むため、郷土の文化財や自然に対する市民の理解や関心を深め、その保護や活用に努めます

(1)文化財の保護と郷土資料の活用

市民が郷土文化への理解を深められるよう、身近に残る文化財や郷土資料を再発見し、その保存と活用に取り組みます。

(1)文化財の保護と郷土資料の活用

市民が郷土文化への理解を深められるよう、身近に残る文化財や郷土資料を再発見し、その保存と活用に取り組みます。

(2)身近な自然の保護と啓発

市民が自然保護と生物多様性への理解を深められるよう、関係機関と連携し、身近な自然の多様さを学ぶ機会を充実させます。

(2)身近な自然の保護と啓発

市民が自然保護と生物多様性への理解を深められるよう、関係機関と連携し、身近な自然の多様さを学ぶ機会を充実させます。

(3)郷土愛の育成

郷土岸和田の歴史や文化、伝統、風土を愛し、次世代へ継承してため、ふるさと学習やふるさと教育に取り組みます。また、市民が郷土の魅力を再発見する機会として、観光部局などと連携し、郷土資源を活用します。

(3)郷土愛の育成

郷土岸和田の歴史や文化、伝統、風土を愛し、次世代へ継承してため、ふるさと学習やふるさと教育に取り組みます。また、市民が郷土の魅力を再発見する機会として、観光部局などと連携し、郷土資源を活用します。